

2020年度 「研究開発型スタートアップ支援事業/ NEDO Entrepreneurs Program (NEP)」 第1回公募の説明

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)
イノベーション推進部

0. 資料をお読みになる前に…

- 本資料は『公募要領』に準拠しておりますが、概要を掴んでいただくため内容を一部簡略化しております。

→詳細は『2020年度 NEP第1回 公募要領』をお読みください。

- 本資料内で登場する略称文字に関して

- ・要領p. ▲ ⇒ 公募要領のp. ▲ページ
- ・[1-1.] ⇒ 公募要領の項目 1-1.
- ・様式p. ◎ ⇒ 提案書作成にあたって(提案様式)のp. ◎ページ
に対応しております。

- 経済状況等を鑑み、政府や機構の方針により、緊急で公募の中止または延期、内容の変更、事業期間の変更等が生じる可能性があります。最新の情報につきましては、本公募のHPをご確認ください。

事業の背景

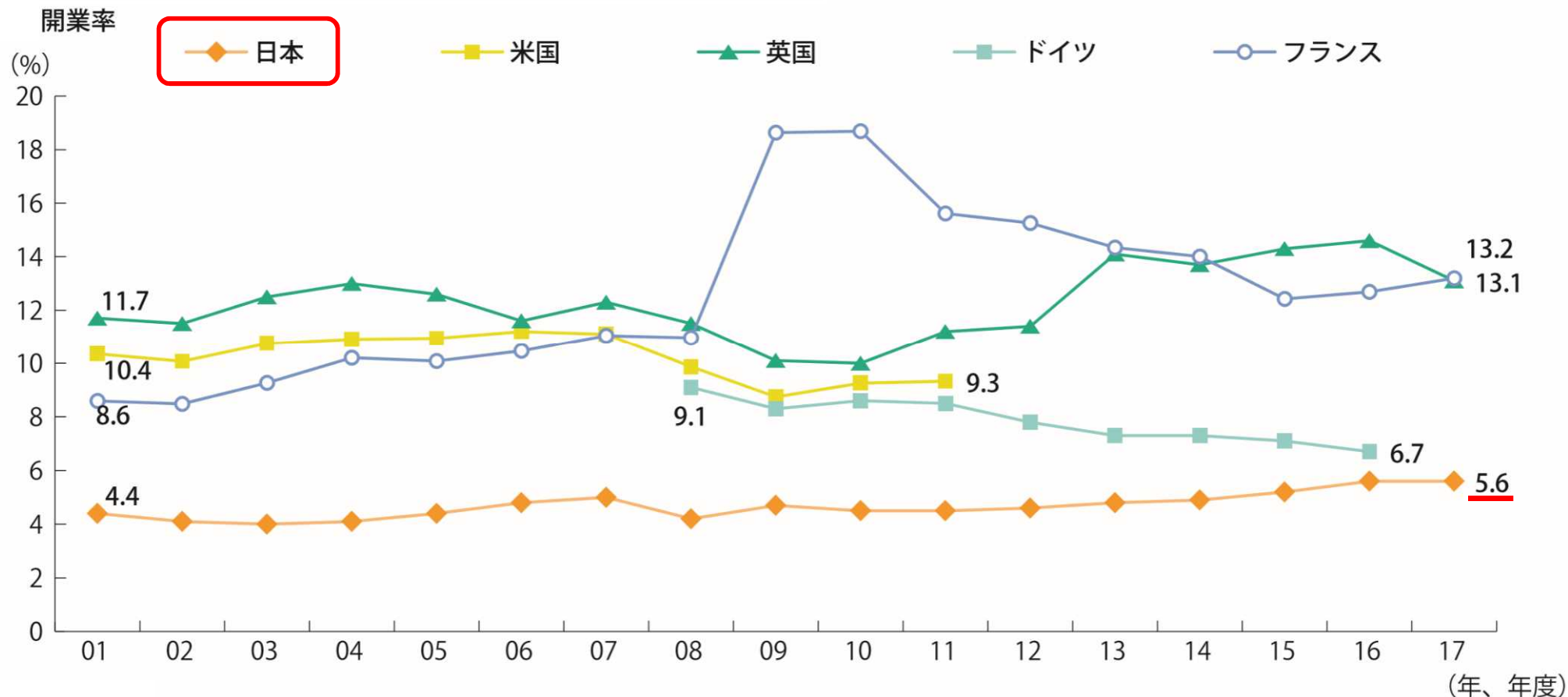
1. 事業の背景1

- **「ベンチャー・チャレンジ2020」**(2016年4月 日本経済再生本部決定)
産学官全ての関係機関が「ベンチャーエコシステム」の構築を共通の目標と認識し、その実現を目指す
http://www.kantei.go.jp/jp/topics/2016/seicho_senryaku/venture_challenge2020.pdf
- **「統合イノベーション戦略2018」**(2018年6月 閣議決定)
大企業・大学等とベンチャー企業の連携強化やスピンアウト等の推進に資する取り組みの実施及び強化を求めている。
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/tougo_honbun.pdf
- **「世界の開業状況」**
起業・創業において、国際的に見ると**我が国の開業率は相当程度低水準**であり、諸外国と比較して著しく著しく低い状況にある。
https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2019/PDF/chusho/03Hakusyo_part1_chap5_web.pdf (2019年度 厚生労働省「雇用保険事業年報」より)

1. 事業の背景2

【参考】開業率の国際比較

出典：中小企業庁「中小企業白書(2019年度)」

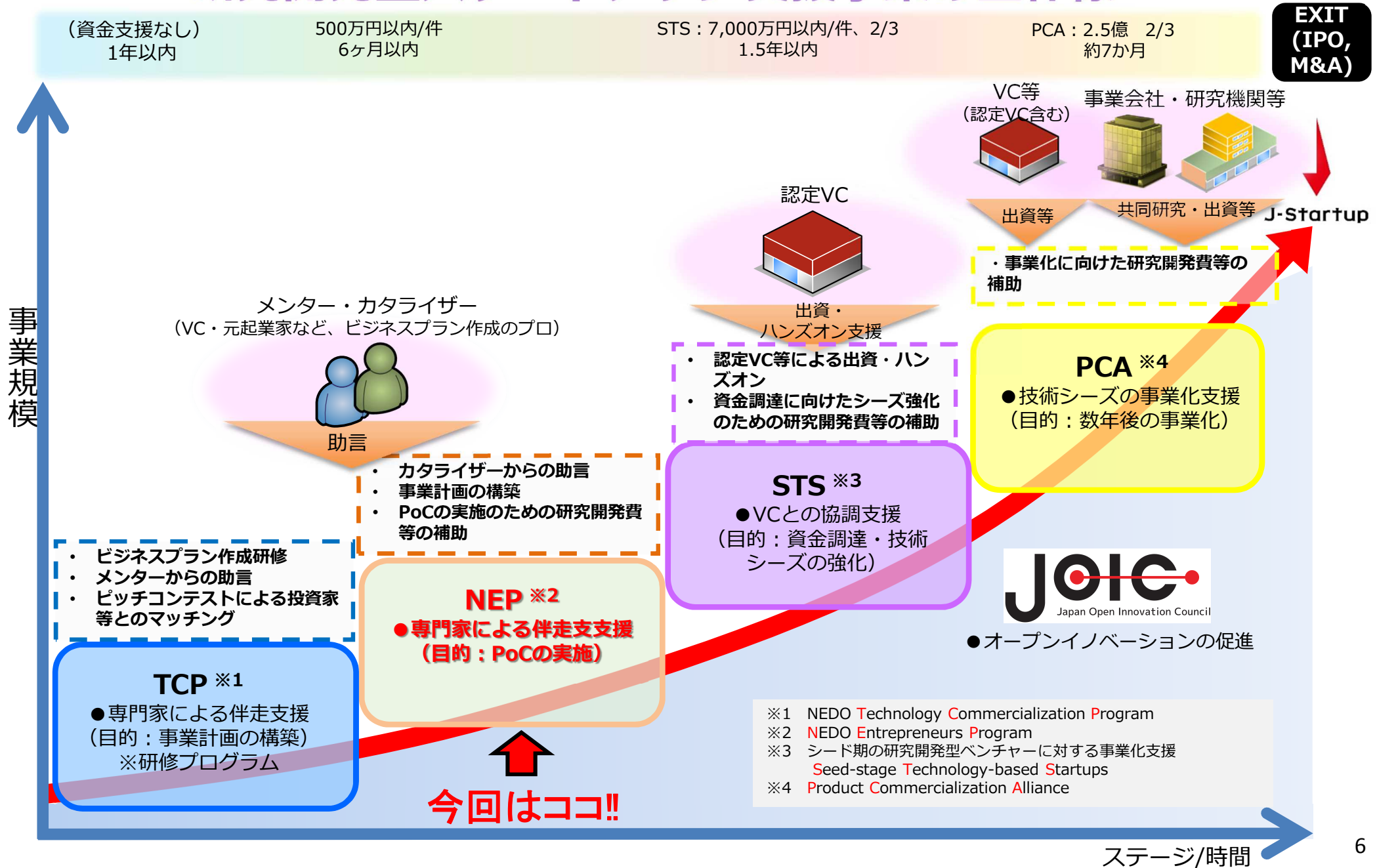


開業率：当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数

日本は他国と比較して開業率が非常に低い!!

1. 事業の背景3

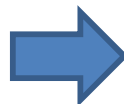
研究開発型スタートアップ支援事業の全体像



事業概要

2. 事業の概要 (要領p.5, [1-2])

起業家候補支援プログラム
(NEDO Entrepreneurs Program:「NEP」)

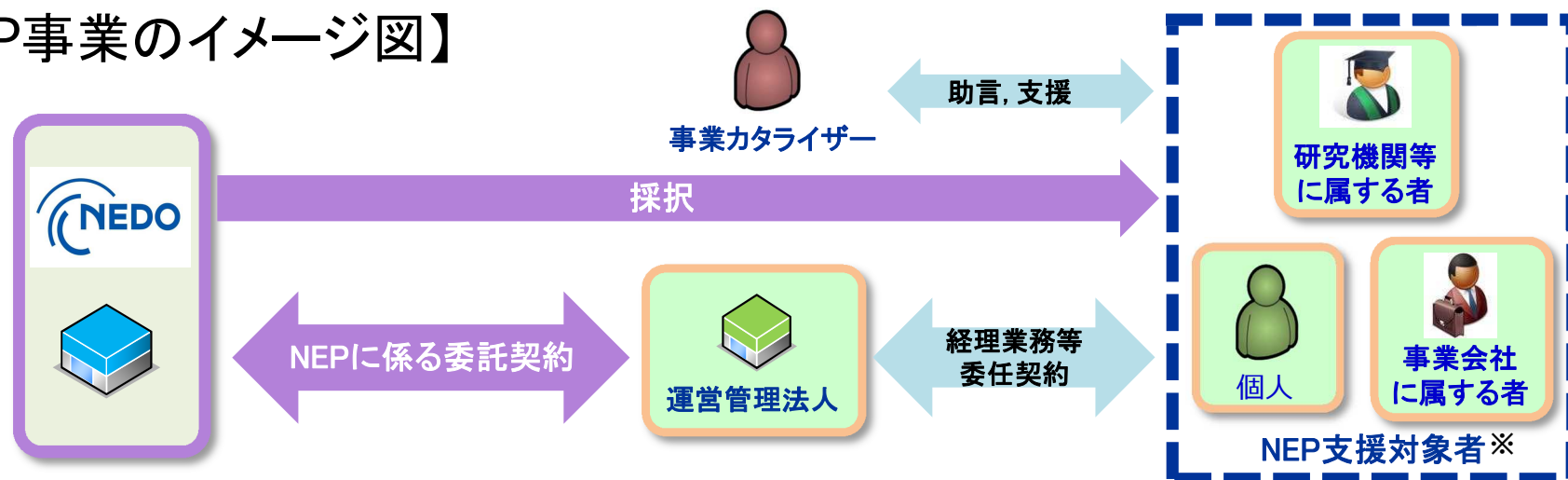


2020年度より、**2つの事業形態**を設立

- ・NEP **タイプA**
- ・NEP **タイプB**

対象者	個人事業主、起業を志す企業の社員、起業を志す研究者
事業形態	NEP タイプA :500万円未満, NEP タイプB :3,000万円以内
事業期間	NEP タイプA :原則6ヶ月以内, NEP タイプB :原則12ヶ月以内
対象技術分野	経済産業省所管の鉱工業技術(※原子力技術に関わるものは除く)

【NEP事業のイメージ図】



※法人化している場合、
運営管理法人は仲介しない

- 経済産業省所轄の鉱工業技術であること。

例：ロボティクス, エレクトロニクス, IoT, 環境, 素材, 医療機器, ライフサイエンス, バイオテクノロジー, 航空宇宙 など(※但し、原子力に関わるものは不可)

- 研究開発要素が想定されること。

※技術的要素が薄いもの, 既存製品(購入品)を利用しただけのものは対象外

- 競争力強化のためのイノベーションを創出しうるものであること。

2. 2020年度NEP事業 タイプAとB 早見表1

No.	項目	NEPタイプ A	NEPタイプ B
1	対象 要領p. 5 [1-2.] p.14[2-2.]	個人またはチーム(代表者含め最大3名まで) ・応募時点で法人化されていないこと ・応募後から交付決定の間、当該事業で法人化した場合はその法人へ交付決定する	個人またはチーム(代表者含め最大3名まで) ・応募時点で法人化されておらず、交付決定時に新たに法人化することが条件 ・当該法人に交付決定を行う ※これから法人化する応募事業は、既存の法人とは無関係であること(その旨の誓約書提出必須) ※タイプB不採択時、タイプAへの応募も可 その場合は、「提案書作成にあたって」に従い、タイプA、タイプBの提案内容に差異のある部分は、それぞれの書類を作成して提出すること
2	助成 要領p.20~23 [5-1.]	・助成金:500万円未満 ・労務費は認めない ・共同研究費は助成金全体の50%未満 ・処分制限財産の取得は認めない※ ※交付決定が「法人」の場合は認める	・助成金:3,000万円以内 ・労務費は500万or助成額全体の25%未満を上限(補助員費のみ計上可能) ・共同研究費は助成金全体の25%未満(共同研究先の労務費は対象外) ・処分制限財産の取得は認める
3	事業期間 要領p.12[1-6.]	原則6か月以内	原則12か月以内

2. 2020年度NEP事業 タイプAとB 早見表2



No.	項目	NEPタイプ A	NEPタイプ B
4	審査基準 要領p.18[4-2.]	(1)本事業の趣旨並びに応募の要件及び技術の要件に関する評価 (2)技術評価 (3)事業性評価 ①新規市場創出効果 ②事業化計画の信頼性 (4)人物評価 (5)資金調達に関する評価 ・対象経費の10%(最大50万円)負担が可能なこと	(1)～(4)まではタイプAと同様 (5)資金調達に関する評価 ・VC等から一定の評価(関心表明書等)を得られていること ・3000万円の一時的な建て替え及び対象経費の10%(最大300万円)負担が可能なこと (6)交付決定までに法人化が見込めること
5	審査方法 要領p.17[4-1.]	・書面審査のみ	・1次:書面審査 ・2次:プレゼンテーション審査
6	交付決定条件 要領p.16~17[3.]	採択決定後、下記の条件を満たすこと (原則45日以内を目安) ①運営管理法人と経理業務等に関する委任契約を締結したことを記した報告書をNEDOに提出 ②担当事業カタライザーとのマッチング ③申請書を作成してNEDOに提出 ④誓約書及び必要資料(履歴事項証明書,定款,登記簿謄本の写し等)をNEDOに提出 [個人]⇒①, ②, ③を満たす [法人]⇒②, ③, ④を満たす	タイプAと条件は同様 [タイプB]⇒②, ③, ④を満たす

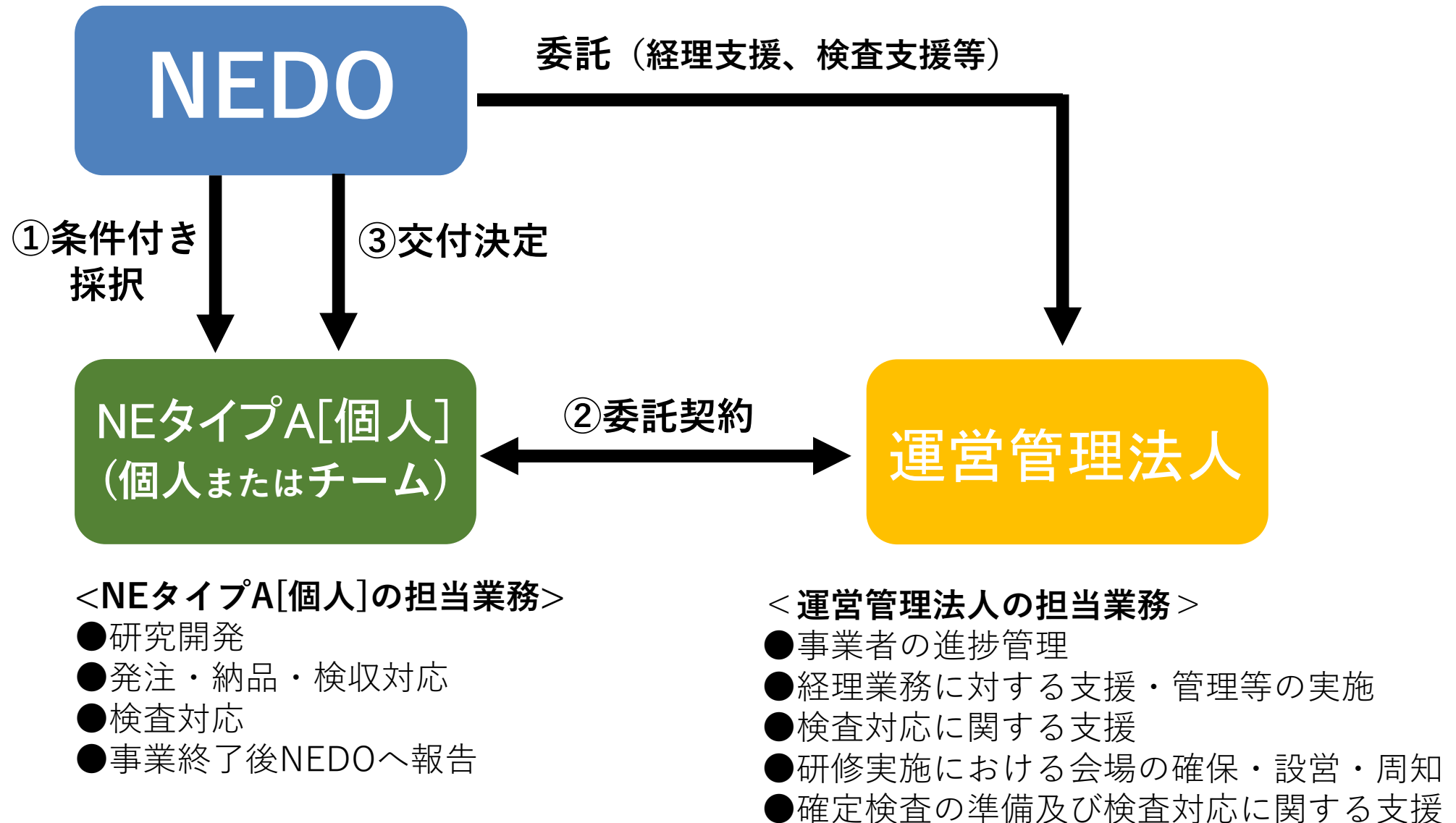
2. 2020年度NEP事業 タイプAとB 早見表3



No.	項目	NEPタイプ A	NEPタイプ B
7	e-Radの登録 (府省共通研究開発管理システム) 要領p.15~16[2-4.]	登録 “要”	登録 “要”
8	過去NEP終了事業者の応募 要領p.8[1-3.]	・認めない	・NEPタイプBの応募条件を満たしている場合、可
9	大企業からの スピンアウト優先 要領p.18[4-2.]	・別途当該採択枠を設ける	・別途当該採択枠を設ける
10	運営管理法人の業務範囲	【個人】本スライド p.13 参照 【法人】本スライド p.14 参照	本スライド p.14 参照

2. 2020年度NEPスキーム (タイプA[個人])

※NEタイプ〇:タイプ〇事業者



2. 2020年度NEPスキーム (タイプA[法人]、タイプB)

※NEタイプO:タイプO事業者



<NEタイプA[法人]、タイプBの担当業務>

- 研究開発
- 発注・納品・検収対応
- 検査対応
- 事業終了後NEDOへ報告

<運営管理法人の担当業務>

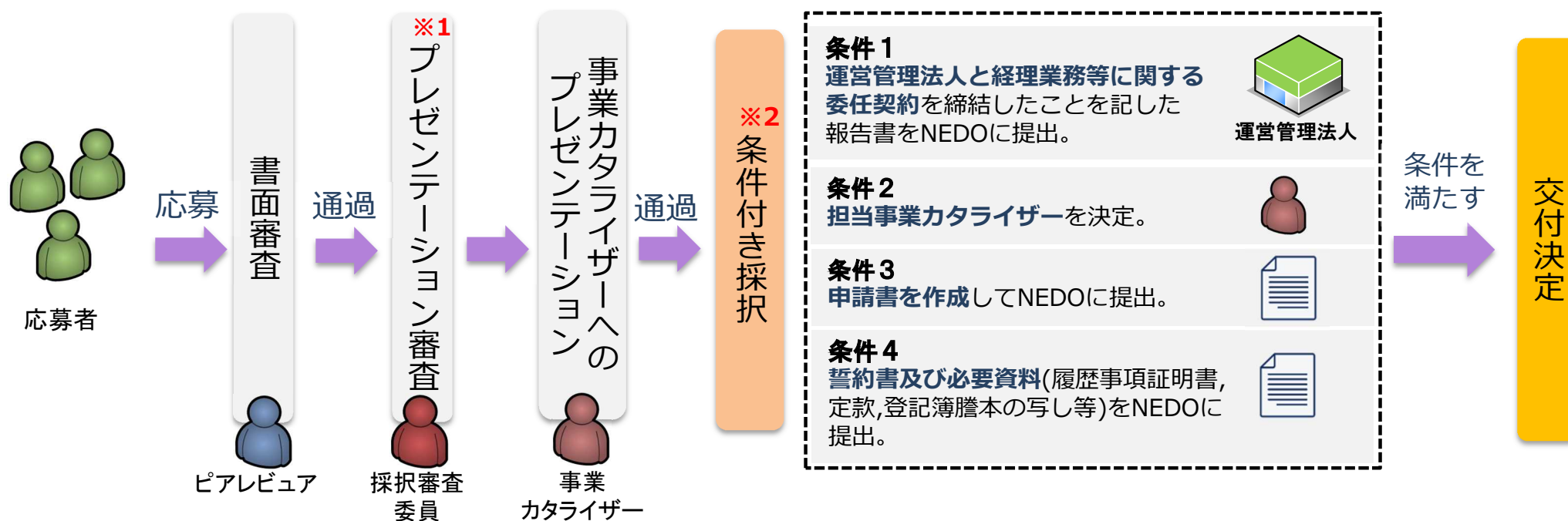
- 事業者の進捗管理
- 中間検査及び概算払等に係る書類作成支援
- 上記2項目に係る付帯業務経理
- 研修実施における会場の確保・設営・周知
- 確定検査に係る書類作成支援

交付決定に至るまで

3. 提案から交付決定までのスケジュール (要領p.5, 7)

2020年度NEP(助成)公募

【フローチャート(NEPタイプA, タイプB共通)】



【備考】 ※1 : タイプBのみ。 ※2 : 条件付き採択に関して

→ 45日以内を目安に条件を満たすこと

【タイプA】
◎個人 → 条件1,2,3が必要
◎法人 → 条件2,3,4が必要

【タイプB】 条件 2,3,4が必要

3. 公募開始から交付決定までのプロセス

(▲: A or B (※申請者希望項目))

① 下記の2点を満たす事業者を公募

- ・助成事業対象者の要件 (NEP タイプ▲の応募要件) [1-3.]
- ・技術シーズの範囲 [1-4.]



② 審査を経て助成予定先を条件付き採択決定



③ 採択決定後、原則45日以内を目安として

助成事業対象者の要件 (NEP タイプ▲の応募要件) [1-3.(4)]
の項目を満たす



④ 確認が取れ次第、交付決定通知

(∴経費の計上可能 且つ 助成事業の開始)

3. e-Rad(府省共通研究開発管理システム)の登録 (要領p.15 [2-4.]

※本事業への応募の際、『e-Rad』への登録完了が**必須**となります。
詳細はe-Radヘルプデスク(Tel: 0570-066-877)までお問い合わせください。

●e-Rad(府省共通研究開発管理システム)とは

各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステム。

●e-Rad ポータルサイト <https://www.e-rad.go.jp/>

●登録完了までのポイント

- ・所属研究機関の登録
- ・研究代表者の登録
- ・応募基本情報の入力と応募内容提案書の出力
- ・応募情報の確認と登録

3. 助成事業者の選定方法 (要領p.17[4-1.]

赤色: タイプA, タイプB共通項目
緑色: タイプBのみ

【審査の実施内容】

- 外部専門家等による書面審査(一次審査)
(※必要に応じ提出資料等を求める)



- 外部専門家等によるプレゼンテーション
審査(二次審査)



- 事業カタライザーとのマッチング
(※事業カタライザーへ業務内容の
プレゼンテーションを実施(予定))



- NEDO内の『契約・助成審査委員会』
による審査
(※必要に応じ提出資料等を求める)

【備考】

- 選定は非公開のため『審査の内容, 経過等』
の回答は不可

- プレゼンテーションには必ず参加すること
(※日程はタイプAとタイプBで異なる可能性 有)
- 事業カタライザーとマッチングすることが交付
決定条件。(⇒未達成の場合、交付不可)

- 助成金交付額は、審査結果や予算等の都合で
申請額以下となる可能性 有

3. 審査基準1 (要領p.18[4-2.]

①本事業の趣旨並びに応募の要件及び技術の要件に関する評価

「事業目的[1-1.]」、「助成事業対象者[1-3.]」に記載の要件に適合しているかを評価。

②技術評価

- ・具体的な技術シーズがあり、かつ当該技術シーズが活用可能であること
〔応募者自らが特許若しくはノウハウを保有、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が見込まれる等〕
- ・技術上又は知財権上、競合等による模倣が困難又は時間を要すること

③事業性評価

提案されたテーマの事業化について以下の項目を評価

項目	審査基準
新規市場創出効果	事業化後は、 <u>国内経済への影響が大きく、新規産業の開拓等に貢献するものであること</u>
事業化計画の信頼性	・本事業を基に<u>起業までの計画を提案</u>すること又は<u>事業の加速プランを提案</u>すること ・支援期間終了後に<u>事業化が達成・進展される可能性が高いことを示す具体的な計画</u>を提案し、予想されるリスク(市場変動、技術変革等)などへの対策が盛り込まれていること

3. 審査基準2 (要領p.18[4-2.]

④人物評価

提案者である個人について、起業・事業化にかける意欲、情熱、リーダーシップ、柔軟性、論理力といった「メガベンチャー」の創業者・経営者として十分な資質を有していること

⑤資金調達に関する評価

助成事業を的確に遂行するのに必要な資金の調達が見込めること

NEPタイプA: 対象経費の10%(最大50万円)を負担することが可能

NEPタイプB: VC等から一定の評価(関心証明書等)を得ている
対象経費(最大3,000万円)の一時的な建て替えが可能
対象経費の10%(消費税:最大300万円)を負担が可能

⑥提案事業の法人化可能性を評価 (※NEPタイプBのみ)

申請書提出日までに応募事業の法人設立が可能であること。

⑦特記事項

- ・2019年度 TCP制度受賞者の応募は「②技術評価」にて加点とする
- ・「大企業等からのスピンアウト」該当時、代表者の採択枠を別途設ける場合あり

3. 採択者の公表及び通知について (要領p.18[4-3.]



●採択結果の公表, 通知について

採択案件: 公表⇒原則、NEDOのホームページ等で公開
通知⇒申請者へその旨を通知

不採択案件: 公表⇒無し
通知⇒申請者へその旨と理由を通知

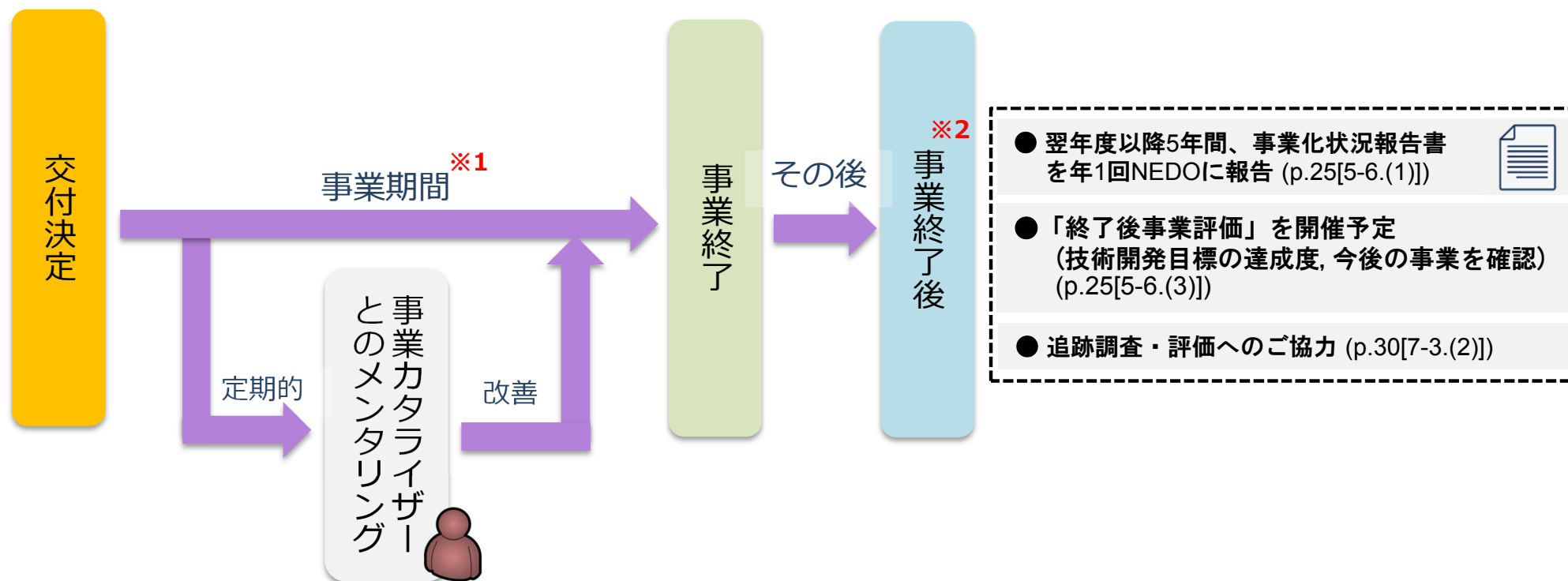
※公表・通知のやり方は、NEPタイプA, タイプBともに共通。

※事情により採択された個人名の公表が不適の場合、一時的に留保。
適切な時点で公表します。

交付決定以降に関して

4. 交付決定以降のスケジュール (要領p.5, 7)

【フローチャート(NEPタイプA, タイプB共通)】



【備考】 ※1:事業期間に関して

→交付決定日から下記の期間までとする。

【タイプA】 2021年3月31日まで(原則6か月以内)

【タイプB】 2021年9月30日まで(原則12か月以内)

※2:事業終了後の内容はその都度NEDOより周知連絡します。

4. 助成対象費用 (要領 p.20[5-1])

事業遂行に必要な研究開発、市場調査に係る下記の経費を指す。

I. 機械装置等費

1. 土木・建築工事費
2. 機械装置等製作・購入費
3. 保守・改造修理費

※処分制限財産の取得は認めない
(但し、「法人」の場合は可)

II. 労務費

1. 研究費
2. 補助員費

タイプA⇒労務費は一切認めない

タイプB⇒500万円or助成額全体の25%未満
(事業の補助員に充てるのみ可)

III. その他経費

1. 消耗品費
2. 旅費
3. 外注費
4. 諸経費

IV. 委託費・共同研究費

タイプA⇒助成金全体の50%未満

タイプB⇒助成金全体の25%未満

4. 事業期間終了後 (要領p.25[5-6.]

- 事業終了年度から翌年度以降5年間、事業化状況報告書(1年1回)をNEDOに提出

- 適切な時期に『終了後事業評価』を開催予定です
(技術開発目標の達成度合い、今後の事業化の可能性等を確認)
※提出資料、プレゼンテーション資料等を課す場合があります

- 当該事業成果により利益が出た場合、収益納付を課す(※該当する場合に限る)
 - ・助成事業者が得た利益の5%(※条件によっては10%)
 - ・最大額は助成金確定額(最終年度の確定検査後に確定した額)を指す
 - ・納付期間は事業終了後から最長5年

- NEDOの補助金を含む国庫補助金は一時所得として整理される(所得税法第34条第一項)
但し、費目によっては控除対象等になる場合あり ⇒ 確定申告を漏れなく実施すること
(※特に、個人として交付決定を受ける事業者はご注意ください!!)

留意事項

5. 重複の排除について(要領p.26[6-2.]

- 応募中の他の助成金等と同時に応募することは可能。
※同一の技術開発課題で既に他の助成金等を受けている場合、本事業への申請は不可。
- 同一事業者が本事業を複数テーマで申請することは認めない。
※NEPタイプAとタイプBを同時応募は可(但し、タイプ毎に必要な書類を提出すること)。

【補足】

- 本事業以外(その他補助金制度)への応募に関して
→ 可。 { その他補助金制度の採択の可否に関わらず、
様式p.30~31の【追加資料1】の記入・提出が条件。 }

※「その他助成金と併用」して物品等の購入は計上できない場合があります。
(詳しくは要領p.20[5-1.]の各項目費のマニュアルをご参照)

5. 免責事項について (要領p.30[7-3.(1)])

- NEDO、運営管理人及び事業カタライザーは、本事業の提供において申請者に生じた損害等について一切の責任を負わないものとする(故意又は重過失がある場合を除く)
- 応募内容が知的財産権など第三者の権利を侵害していないことを事前に確認の上、応募すること
- 本プログラムへの応募及び参加は、応募者および参加者の責任と判断に拠るものとする
- 企業・研究機関等に所属する個人が応募する場合においても、所属元に了解を得るなど必要な対応を応募者の責任で行うこと

公的研究費の不正使用、研究活動の不正行為 があると認められた場合、以下の措置を講じる

- ・当該研究費の全部又は一部を返還
- ・NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止
- ・NEDOの事業への応募を制限
- ・府省等他の資金配分機関へ情報提供
- ・事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表

・ 2020年

※NEタイプ○:タイプ○事業者

- 4月28日 : 公募開始
- 5月28日 正午 : 公募締め切り
- 6月下旬 : 書類審査結果の通知
- 7月上旬～ : カタライザーマッチング
- 7月上旬 : 外部専門家等によるプレゼンテーション審査(NEタイプBのみ)
- 8月上旬 : NEP採択者決定
- 8月中旬～ :
 - ・ 運営管理法人と経理業務等に関する委任契約の締結(NEタイプA[個人]のみ)
 - ・ NEDOへ申請書の提出
 - ・ 確認が取れ次第、順次交付決定、事業開始

・ 2021年

- 3月頃(目安) : 事業終了、実績報告書の提出(NE タイプA)
- 9月頃(目安) : 事業終了、実績報告書の提出(NE タイプB)

※NEタイプA、Bで時期が異なるため注意!!

●新創業融資制度

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/04_shinsogyo_m.html>

●新規開業資金

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyoku_m.html>

●女性、若者／シニア起業家支援資金

<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/02_zyoseikigyoku_m.html>

お問い合わせ、ご相談は上記URLよりお願いいたします。

NEDOイノベーション推進部 スタートアップグループ

加藤、谷、藤原、田口、中島
NEP@nedo.go.jp

- ・詳細は公募要領をご参照ください。
- ・ご不明な点は、上記アドレスまでお気軽にご連絡ください。